

社会保障審議会

短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会について

1. 趣旨

- 「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれた、非正規労働者に対する社会保険(厚生年金・健康保険)の適用拡大の具体的な在り方について、医療保険・年金を横断し、雇用政策と連携した総合的な検討を行うために設置された。
- そのほか、密接に関連する被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)の認定基準の在り方についても、検討課題とされている。

2. 開催経過

第1回 9月1日

- ・ 短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び論点
- ・ 今後の進め方について

第2回 9月21日

- ・ 短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び論点

第3回 9月30日

- ・ (独)労働政策研究・研修機構からのヒアリング
- ・ 今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書
- ・ 事業主団体・労働組合等へのヒアリングについて

第4回 10月13日

- ・ 事業主団体及び労働組合からのヒアリング(1)
- ・ 事業主団体・労働組合等への追加のヒアリングについて

3. 今後の予定

「社会保障・税一体改革成案」において、平成24年以降速やかに法案を提出し、順次実施することとされていることから、10月以降については、月2回程度のペースで開催し、関係団体からのヒアリングを行いつつ、検討を進め、年内の取りまとめを目指す。

社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する
特別部会委員名簿

氏名	所属・役職
岩村正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
遠藤久夫	学習院大学経済学部教授
岡崎誠也	全国市長会国民健康保険特別対策委員長(高知県高知市長)
小島茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
貝谷伸	全国健康保険協会理事
加藤弘貴	(財)流通経済研究所専務理事
久保田政一	(社)日本経済団体連合会専務理事
齋藤正寧	全国町村会副会長(秋田県井川町長)
佐藤博樹	東京大学大学院情報学環教授
霜鳥一彦	健康保険組合連合会理事
白波瀬佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
杉山慎一	日本サービス・流通労働組合連合政策局長
瀬戸実	全国中小企業団体中央会理事・事務局長
高岡美佳	立教大学経営学部教授
坪田秀治	日本商工会議所理事・事務局長
中島圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
平田未緒	(株)アイデム 人と仕事研究所所長
福田富一	全国知事会社会文教常任委員会委員長(栃木県知事)

(平成23年8月31日現在、五十音順、敬称略)

想定される主な論点

○ 厚生年金・健康保険の適用対象となる者の範囲をどのように定めるか。

- ・週の労働時間について、平成19年法案では雇用保険と同様の20時間を適用基準とし、一体改革「成案」でも「例えば雇用保険並びにまで拡大」となっているが、どう考えるか。
- ・雇用保険では適用の要件を31日以上雇用見込みとしているが、どう考えるか。
- ・生計の中心ではなく、その家計における役割は補助的なものであるようなパート労働者をどのように位置づけるか。
- ・生活の中心が労働者であるとは言えない昼間学生であるパート労働者をどのように位置づけるか。
- ・厚生年金の受給資格を満たしている60歳以上のパート労働者をどのように位置づけるか。等

○ パート労働者の雇用への影響にどのように配慮するか。

- ・企業が、事業主負担を抑えるため、雇用自体を抑制したり、パート労働者に新たな基準以下の就業（労働時間の短縮等）を求めたりするのではないか。
- ・パート労働者が、保険料の負担増を避けるため、新たな基準以下の就業（労働時間の短縮等）に移行するのではないか。
- ・パート労働者の処遇面（給与等）に与える影響はどうか。等

○ パート労働者が多く就業する企業への影響にどのように配慮するか。

- ・「企業規模」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・「業種」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・企業の事業主負担の激変緩和策の必要性について、どう考えるか。
- ・小規模の事業所について、社会保険の適用事務が多大な負担にならないか。
- ・負担の大きい業種や企業に対する雇用政策、産業政策としてどのようなことが考えられるか。等

○ その他

- ・厚生年金の標準報酬の下限（現行月額 98,000 円）を維持するか、それともパート労働者の収入実態を考慮して引き下げるか。引下げ後の下限は、新たに適用となるパート労働者のみに適用するか。
- ・新たに適用となるパート労働者の被扶養配偶者を、第 3 号被保険者として取り扱うべきか。
- ・国民年金保険料を負担する場合（第 1 号被保険者）との負担と給付のバランスをどう考えるか。
- ・第 3 号被保険者・被扶養配偶者の認定基準（年収 130 万円）についても、見直しが必要ではないか。
- ・パート労働法による均等・均衡待遇の推進等、他の非正規雇用関係施策との整合性はどうか。
- ・現行の厚生年金・健康保険の適用対象、および新たに適用対象となる事業所・従業員に対する適用の徹底をどう図るか。

（医療保険関係（一部再掲））

- ・特に医療保険では、被扶養者の保険関係の適用を維持するために被扶養者の認定基準を引き上げてきた経緯をどう考えるか。
- ・2 以上の事業所で働くパート労働者の適用、徴収業務に与える影響はどうか。

（参考 1）

医療保険では、被保険者によって生計を維持されている被扶養者の疾病等は、被保険者にとって経済上の負担となることから、被保険者の生活の安定のために、被扶養者についても保険給付を行ってきた。

（参考 2）医療保険における家族の給付割合について

国民健康保険では、世帯員（家族）の給付割合が、昭和 34 年から昭和 42 年まで 5 割、昭和 43 年以降、7 割であるが、健康保険では、被扶養者の給付割合が、昭和 18 年から昭和 47 年までは 5 割、昭和 48 年から昭和 55 年までは 7 割、昭和 56 年から平成 14 年まで、被扶養者の入院の給付割合が 8 割

(外来は7割)であり、国民健康保険と健康保険で家族の給付割合に差があった。

(参考3) 2以上の事業所で勤務する者の適用の取扱い(現行)

2以上の事業所で勤務する者がそれぞれの事業所で被保険者の要件を満たす場合、被保険者が加入する保険者を選択した上で、それぞれの事業所での報酬月額を合算した報酬月額に対応する標準報酬月額にその加入した保険者の保険料率を乗じて保険料を算出し、それぞれの事業所がその報酬月額をベースに按分して、保険料を納付する。

・適用対象となる者の範囲をどのように定めるか。

医療保険では、どの制度に加入しても同じ医療給付が受けられる中で、事業主が費用(保険料)の半額を負担する範囲という観点から、どう考えるか。

また、被用者保険の被保険者は現金給付(傷病手当金、出産手当金)を受けられるという観点から、どう考えるか。

(参考)健康保険の事業主負担の性格

- ・健康保険の事業主負担は、被保険者の健康保持が事業主にも一定の利益がある、業務外の疾病にも事業主が一定の責任を有する、労使協調による健保組合の管理等を理由に位置づけられてきた。
- ・現在でも短期保険は、長期間の制度設計に基づく長期保険よりも、企業単位での労使協調による運営の要素が強い(保険料率や事業主負担割合が企業・組合によって異なる)。

・地域保険に、本来被用者保険に加入すべき被用者が多く加入している現状をどう考えるか。

・保険者の負担増をどう考えるか。

適用対象を拡大することによって増加する保険者の負担をどう考えるか(被用者保険の保険者(保険集団)がカバーする範囲という観点から、どう考えるか)。

等

事業主団体・労働組合等への追加のヒアリングについて

平成23年10月13日

1. 今後のヒアリング日程

- ・10月24日（月）10：00～12：30
- ・10月27日（木）10：00～12：00

2. ヒアリング対象団体（追加・案）

（1）事業主団体

- ・日本フードサービス協会
- ・日本チェーンストア協会
- ・日本スーパーマーケット協会
- ・日本百貨店協会
- ・全国生活衛生同業組合中央会
- ・全国乗用自動車連合会
- ・全国ビルメンテナンス協会
- ・全国介護事業者協議会
- ・日本在宅介護協会
- ・日本人材派遣協会

追加

（2）労働組合

- ・全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UIゼンセン同盟）
- ・日本サービス・流通労働組合連合

追加

（3）その他

- ・国民健康保険中央会
- ・特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会

追加

3. 各団体のヒアリング予定日（現時点で確定しているもののみ）

（1）10月24日（月）

- ・日本チェーンストア協会
- ・日本スーパーマーケット協会
- ・日本百貨店協会
- ・全国生活衛生同業組合中央会
- ・全国介護事業者協議会
- ・日本人材派遣協会
- ・全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UIゼンセン同盟）
- ・特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

（2）10月27日（木）

- ・全国乗用自動車連合会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・全国ビルメンテナンス協会

平成23年10月3日

社団法人日本フードサービス協会 御中

社 会 保 障 審 議 会
短時間労働者への社会保険
適用等に関する特別部会

短時間労働者への社会保険適用等に関するヒアリングのお願いについて

貴会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

現在、当特別部会におきましては、本年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれました、短時間労働者への社会保険の適用拡大について、検討を行っております。

これまでの会合では、適用拡大の必要性と意義について議論をまいりました。その上で、具体的な適用範囲を検討するに当たっては、対象となるパート労働者の就業実態や、企業経営の実態、適用拡大がこれらに与える影響について、特に影響の大きい業種を中心に、把握するよう努める必要があると考えております。

つきましては、10月13日（木）（9：30～11：30）に開催されます当特別部会（第4回）にお越しいただき、貴業種におけるパート労働者の就業実態などについてご報告をいただくとともに、適用拡大に関するご意見をお聞かせいただくよう、お願い申し上げます。また、お引き受けいただける場合には、ヒアリングを効率的に進める観点から、事前に別紙の質問項目への回答を文書にて作成いただき、事務局あてご提出いただくよう、お願い申し上げます。

質問1. パート労働者への社会保険適用のあり方について

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。
- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。
(年金について) 社会保険が適用されていないパート労働者のうち、特に国民年金の第1号被保険者は老後に所得が十分に確保できない可能性が強い。パート労働者を多く雇用している業種として、パート労働者の老後の所得保障のあり方をどう考えるか。特に、パート労働者の中でも、若年フリーター層や母子家庭の母の老後の所得保障のあり方をどう考えるか。
(医療保険について) 本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。
- ③ 適用拡大する場合の新たな適用基準のあり方についてどう考えるか。企業の事務負担の軽減及び行政による適切な適用の観点からは、適用基準をできる限り簡潔なものにすることが適当との指摘をどう考えるか。
- ④ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきとの考え方について、どう考えるか。現行の適用基準による「就業調整」の発生が、働くことを希望する労働者の能力発揮や企業の生産性向上の機会を損ね、ひいては社会経済にマイナスの影響を与えている可能性について、どう考えるか。
- ⑤ 社会保険の適用拡大に併せて第3号被保険者・被扶養配偶者の認定基準（年収130万円）の見直しを行うことについてどう考えるか。
- ⑥ 企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異なる公平なものにすべきとの考え方について、どう考えるか。

質問2. パート労働者の就業実態・雇用管理の実態について

- ① 貴業種で就業するパート労働者の職務内容や人材活用の仕組み、責任の範囲、平均的な勤続年数は、正社員と比較してどのような違いがあるか。
- ② 貴業種において、労働時間の長い（所定労働時間が正社員の4分の3以上で既に社会保険が適用されている）パート労働者と、労働時間の短い（4分の3未満で社会保険が適用されていない）パート労働者とで、職務内容や人材活用の仕組み、賃金など処遇の面でどのような違いがあるか（雇用管理を分けているか）。
- ③ 貴業種で就業するパート労働者のうち、生計の中心ではなく、その家計における役割が補助的なものであるパート労働者の割合はどの程度か。また、生計の中心として、または中心ではないものの生計を維持する必要性から就業しているパート労働者の割合はどの程度か。
- ④ 貴業種において、年収が130万円に届かないよう、または就労時間が「正社員の4分の3以上」に該当しないよう、パート労働者自身が就労時間を調整するケースは、どの程度の頻度で生じているか。企業経営への影響はどうか。
- ⑤ 社会保険の適用の有無でパート労働者の雇用管理を分けている場合、その理由は何か。適用拡大が実施された場合に、新たな適用基準にあわせて雇用管理や人材活用のあり方を変更することは考えられるか。

質問3. 適用拡大による雇用・企業経営への影響

- ① 適用拡大を実施した場合に、社会保険の適用を避けるためにパート労働者自身が新たな適用基準以下に労働時間を抑える可能性はどの程度考えられるか。その際、主に就業調整を行うと考えられるパート労働者の主な属性（第3号被保険者、学生など）は何か。
- ② 適用拡大を実施した場合、保険料負担を避けるために就業調整を行う者が生じる一方で、より長い時間働くことを希望する者もいると考えられるが、どうか。特に、生活を維持するために就業しているパート労働者の場合には、一般的に本人分の保険料負担が減少する第1号被保険者のみならず、第3号被保険者であっても、保険料負担による手取り減分を確保する必要性や、就業調整の必要がなくなることにより、より長い時間勤務して収入を増やすことを望む者も多いと考えられるのではないか。
- ③ パート労働者への適用拡大が行われた場合の企業経営への影響はどうか。企業の規模や経営形態により違いはあるか。影響がある場合に、事業主は一般的にどのような対応をとると考えられるか（短期的な対応と中長期的な対応）。
- ④ 適用拡大に伴う事務負担についての影響をどう考えるか。それは、企業の規模や経営形態により違いはあるのか。
- ⑤ 医療保険の適用拡大を実施した場合には、保険者に新たな後期高齢者医療支援金や介護給付費納付金の負担が生じることや、複数事業所で適用を受けるが増えること、健保組合財政に影響が生じることが考えられるが、こうした問題をどう考えるか。
- ⑥ 適用拡大を実施した場合に、事業主側が、社会保険の適用を避けるために、個別のパート労働者の希望にかかわらず、新たな適用基準以下に労働時間を抑える可能性はどの程度考えられるか。

- ⑦ 適用拡大を実施した場合に、事業主側が、保険料の負担増に対応するために、直接雇用のパート労働者の人数を減らし、派遣労働者や業務請負の人数を増やすといった対応をすることは考えられるか。
- ⑧ 適用拡大による負担増に対応するために、事業主側が、個々のパート労働者の労働時間を減らす代わりに、人数を増やして業務量に対応することが考えられるか。この場合、労働市場におけるパート労働者全体の人数には限りがあること、また、雇用管理が複雑になり、かえってコスト増となることから、実際にそのような対応は難しいのではないかと考えられるが、どうか。
- ⑨ 適用拡大を実施した場合に、事業主は保険料負担増分について、当面どのように対応するか。例えば、製品・サービスの価格に転嫁するか、パート労働者に支払う賃金額を調整して対応するか、事業主の純粋な負担とするか。
- ⑩ 適用拡大により短期的には企業の保険料負担が増加するが、中長期的には、パート労働者の処遇が総合的に改善されて定着率が高まることや、就業調整の必要性が低くなり事業主側の職業訓練へのインセンティブが高まることを通じて、パート労働者の職業能力が高まり、ひいては企業の生産性に貢献する可能性について、どう考えるか。

質問4. 適用拡大による影響を緩和する方策

- ① 適用拡大を実施する場合に、保険料負担の増加により企業経営に生じる影響を緩和することが必要と考えるか。その際、社会保険制度の中ではどのような方策が考えられるか。
- ② 社会保険制度における方策のほかに、当面の負担が大きくなる業種や企業に対する雇用政策、産業政策として取り得る方策として、どのようなものが考えられるか。
- ③ 適用拡大を実施した場合の事務負担の緩和策として、どのような方策が考えられるか。
- ④ 適用拡大を実施するまでに十分な移行期間を設けることにより、雇用管理の仕組みを見直して適用拡大による影響を緩和することができる可能性について、どう考えるか。

以上

社会保障改革における「安心3本柱」について

— 総理指示 —

○ 社会保障改革の柱として、国民の安心確保のための最優先項目(安心3本柱)について、検討を進めること

1. 子育て支援強化；子育て支援サービスの増強、幼保一体化

— 子育て支援のうち、特に現物サービス(子育て支援サービス)に重点。働きたい女性は全員働けるだけの、子育て基盤の増強や「幼保一体化」の実現。

2. 非正規労働者への社会保険(厚年、健保)適用拡大

— 正規と変わらないのに、非正規で社会保険適用から排除されている人が増加。これは格差問題にも関係。中小企業の雇用等への影響にも配慮しつつ、適用拡大を図る。

3. 制度の縦割りを超えた自己負担「合算上限制度」の導入

— 制度縦割りでなく、医療、介護、保育、障害制度の自己負担を「総合合算」して上限を設定する制度導入。医療や介護等の負担が重複している世帯支援。番号導入前提。

社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日

政府・与党社会保障改革検討本部決定

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた 1960 年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の大きな変化が生じている。

これらを踏まえ、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図っていくことが求められている。

（中略）

まず、セーフティネットに生じたほころびや格差の拡大などに対応し、所得の再分配機能の強化や家族関係の支出の拡大を通じて、全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高めていく。このため、セーフティネットから抜け落ちていた人を含め、すべての人が社会保障の受益者であることを実感できるようにしていく。制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会を目指す。

（中略）

以上のような改革の基本的考え方にたち、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。

① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自

助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向（抜粋）

（2）個別分野における具体的改革

個別分野における具体的改革項目については、

- ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
 - ② 負担と給付の関係が明確な社会保険（＝共助・連帯）の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
 - ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。
 - ④ 世代間のみならず、世代内（特に高齢世代内）での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直しを行う。
 - ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。
- といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

II 医療・介護等

○ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

Ⅲ 年金

- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討

Ⅳ 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。

[再掲] 貧困・格差対策 ～ 重層的なセーフティネットの構築

- 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
- 第2のセーフティネットの構築
- 生活保護の見直し

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入